

横浜市記者発表資料

平成 28 年 5 月 20 日
水道局 青葉水道事務所
水質課
健康福祉局 生活衛生課
緑区 生活衛生課
環境創造局 経理経営課
水・土壌環境課

水道管への井戸水の逆流事故について

緑区内の宿泊施設が使用している井戸水の配管と水道管とが違法に接続されていたため、井戸水が水道管内に逆流していたことが、平成 28 年 5 月 17 日（火）に判明しました。

なお、この井戸水は当該施設の所有者により浄水処理されています。

周辺地域にお住まいのお客さまにはご心配をお掛けしましたが、現在は当該施設への給水を停止しており、井戸水の逆流はございません。

1 逆流事故の概要

(1) 井戸水が逆流した期間

平成 28 年 3 月 8 日からおよそ 2 か月間

(2) 逆流した可能性がある世帯

宿泊施設周辺のお客さま 200 世帯

(3) 水道管に流入した井戸水の水量

約 100 m³の井戸水

(4) 宿泊施設周辺のお客さま 200 世帯の合計水道使用量

平成 28 年 3 月 8 日から 5 月 17 日までの間で約 15,300 m³

(約 100 m³の井戸水が混入したとして 100 倍以上に希釈)

(5) 井戸水の水質検査結果

5 月 17 日に採水した井戸水について、水道法の水質基準 51 項目の分析をしました。このうち「塩素酸」1 項目について水道法の基準値を超える値を検出

(基準値 0.6mg/L 以下に対して 1.1mg/L を検出)

(6) 井戸水の混入による健康面への影響

水質検査結果を踏まえると、お客さまに給水される段階では、塩素酸の濃度は水質基準の範囲内となっております。通常の水道水と変わらないものと想定されるので、影響はないと考えられます。

2 経過

昭和 46 年	水道局への給水装置工事の申込
平成 28 年 3 月 8 日 (火)	当該施設内で漏水があったため、井戸水の設備事業者が修理工事を実施 誤って井戸水の配管と水道管との間にあるバルブを開ける。
3 月 9 日 (水)	水道メーター検針業務受託事業者がメーターの検針を実施
5 月 10 日 (火)	水道メーター検針業務受託事業者がメーターの検針を実施したところ、3 月 9 日の指針から約 100 m ³ 下回っていたため、メーターの故障を疑い、メーター交換の手続きを青葉水道事務所に依頼
5 月 17 日 (火) 16:45	青葉水道事務所の職員が当該施設でメーターを交換して正常なメーターを取り付けたが、指針の値が減少したため、水が逆流していることを想定し、調査を開始
17:15	当該施設の従業員に井戸水逆流のおそれがある旨を説明し、横浜市水道条例第 38 条に基づき給水を停止
20:00	敷地内 1 か所、周辺の消火栓 1 か所にて採水し、水質検査を開始
5 月 18 日 (水)	青葉水道事務所、井戸水の設備事業者及び当該施設従業員の 3 者で現地を確認し、井戸水の配管と水道管との接続を発見
5 月 19 日 (木)	水質検査完了。その結果、1 項目 (塩素酸) のみ基準値を超過したことを確認
5 月 19 日 (木) ~20 日 (金)	お客さま 200 世帯へ各戸訪問し、説明

3 原因

この施設は、井戸水の配管と水道管とが違法に接続されておりました（現時点で接続時期は不明）。

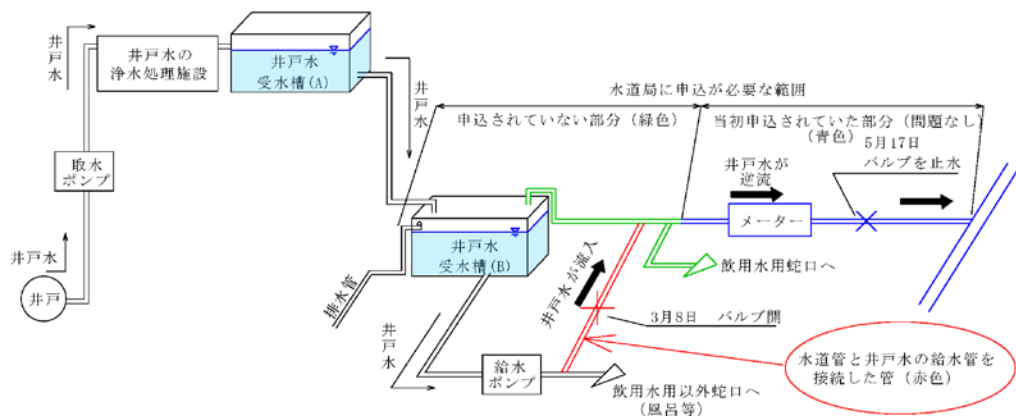
平成 28 年 3 月 8 日の漏水修理工事までの間、井戸水の配管と水道管はバルブが閉じられていたため、相互の水が混ざり合うことはなかったと考えられます。この日の漏水修理工事の際に、誤って井戸水の配管と水道管との間にあるバルブを開けてしまいました。

井戸水配管の圧力 (0.35~0.4MPa) と水道管の圧力 (0.25MPa) を事後に比較したところ、井戸水配管の方が高い圧力だったため、井戸水が水道管に逆流したと想定されます。

なお、下記の図に示した青色及び緑色の配管は、水道局に給水装置工事の申込が必要な部分で、赤色の配管は水道法第 16 条 (給水装置の構造及び材質) の規定に違反している配管です。

現在の配管状況

水道法第16条の規定に違反した配管(赤色の部分)



4 お客さまへの説明

当該施設周辺の 200 世帯のうち居住実態のない 29 世帯を除くお客さまに対して、5 月 19 日夜から水道局職員が各戸訪問して、事故の概要及び水の安全性について説明しています。引き続き、不在のお客さまへの説明をしまいたします。

説明了承済み世帯数	106 世帯	19 日：92 世帯、20 日：14 世帯
不在世帯数	65 世帯	
居住実態なし	29 世帯	
合計	200 世帯	

(5 月 20 日正午時点)

5 今後の対応

(1) 水道局

井戸水と水道管との違法な配管が改善されるまでの間は、当該施設への給水を停止します。

なお、改善されない場合は、法令に従い、適正に対応します。

(2) 健康福祉局

今回、当該施設内でも井戸水が飲用水に混入していましたので、旅館業法施行条例に基づき、飲用に適する水の供給について改善指導を行ってまいります。

なお、当該施設利用者及び従業員から健康被害の申し出はありません。

また、市内の井戸水を使用する施設（旅館業施設、公衆浴場等）に対する注意喚起を行ってまいります。

(3) 環境創造局

今回、井戸の設置及び公共下水道使用の手続きが行われていないことも判明しましたので、当該施設の確認を行い、適正に対応します。

< 参考 1 >

【水道水質基準】

水道法第 4 条及び同法に基づく厚生労働省令に基づき、水道水の品質に関する基準として、生涯にわたって水を飲み続けても人の健康に影響がないよう安全性を十分に考慮し、併せて、異常な臭味や洗濯物への着色など生活利用に支障をきたさないことに配慮し、51 項目の水質基準が定められています。

【塩素酸】

塩素酸は水道用消毒薬品である次亜塩素酸ナトリウムの分解により生成する物質です。時間が経つと次亜塩素酸ナトリウムが分解して塩素酸が徐々に増えるため、横浜市の浄水場等では新しい次亜塩素酸ナトリウムを使用するようにしています。当該施設では、時間が経過して塩素酸濃度が高くなった次亜塩素酸ナトリウムを使用したと推測されます。

今回、当該施設から水道管内に逆流した井戸水は、水道水により 100 倍以上に希釈されたと考えられます。そのため、お客さまに給水される段階では、塩素酸の濃度は 0.04mg/L 程度と、水質基準値 (0.6mg/L 以下) を下回っており、通常の水道水(0.01~0.10mg/L：平成 27 年度市内給水栓実績)と変わらないものと推定されます。

<参考 2> 根拠法令

給水停止に関する規定

【水道法第 16 条】

(給水装置の構造及び材質)

第 16 条 水道事業者は、当該水道によつて水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令で定める基準に適合していないときは、供給規程の定めるところにより、その者の給水契約の申込を拒み、又はその者が給水装置をその基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

【水道法施行令第 5 条】(抜粋)

(給水装置の構造及び材質の基準)

第 5 条 法第 16 条 の規定による給水装置の構造及び材質は、次のとおりとする。

六 当該給水装置以外の水管その他の設備に直接接続されていないこと。

【横浜市水道条例第 38 条】

(給水装置の基準違反に対する措置)

第 38 条 管理者は、水の供給を受ける者の給水装置の構造及び材質が、政令第 5 条に規定する給水装置の構造及び材質の基準(以下「構造材質基準」という。)に適合していないときは、その者の給水の申込みを拒み、又はその者が給水装置を構造材質基準に適合させるまでの間その者に対する給水を停止することができる。

お問合せ先		
水道施設について：水道局 青葉水道事務所長	森田 雅裕	TEL 045-633-0123
水質について：水道局 水質課長	高須 豊	TEL 045-633-0174
旅館業施設の許認可及び衛生指導について：健康福祉局 生活衛生課長	本間 豊	TEL 045-671-3608
同 上：緑区 生活衛生課長	前橋 昌幸	TEL 045-671-2457
下水道使用料の徴収について：環境創造局 経理経営課長	大越 明	TEL 045-671-2805
井戸の設置について：環境創造局 水・土壌環境課長	水上 典男	TEL 045-671-2803